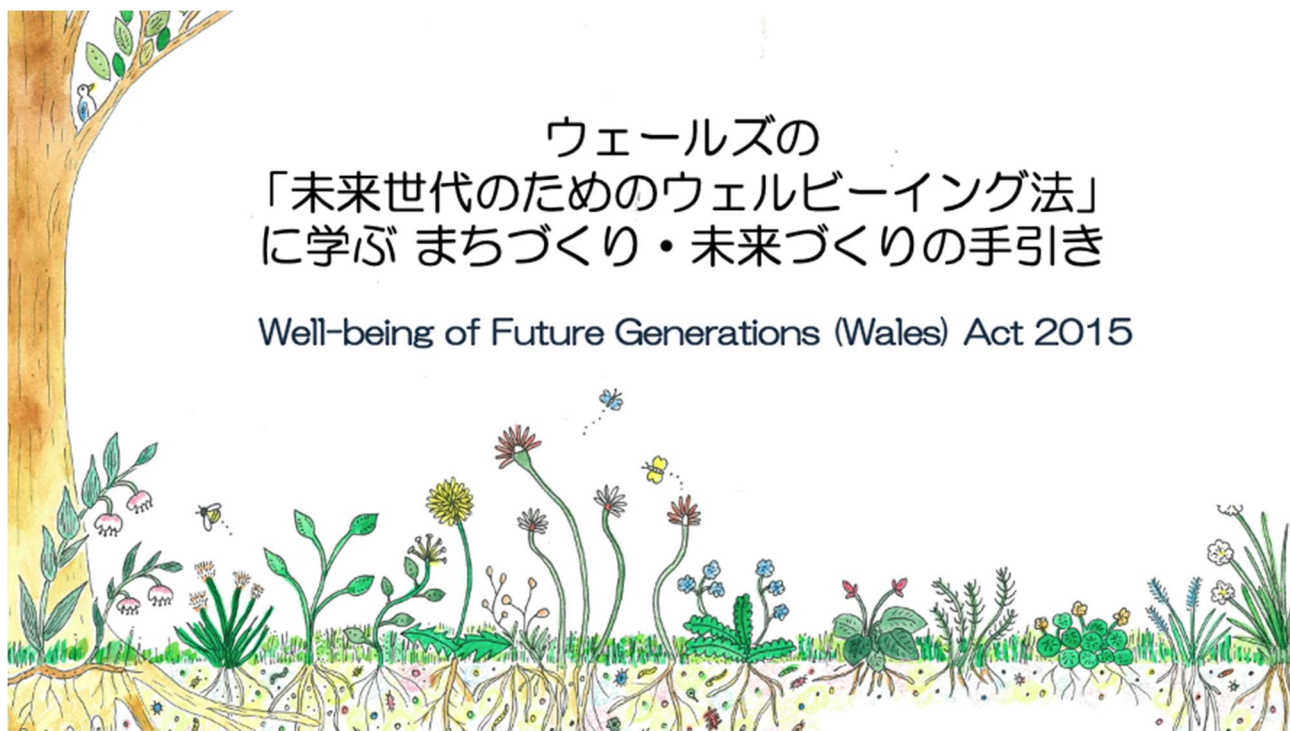




ウェールズの 「未来世代のためのウェルビーイング法」 に学ぶ まちづくり・未来づくりの手引き

Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015



2026年6月

監修 明日香 壽川（東北大学 特任(客員)教授・名誉教授）

企画制作・発行 特定非営利活動法人 未来世代のための市民委員会

ウェールズの「未来世代のためのウェルビーイング法」に学ぶまちづくり・未来づくりの手引き 目次

はじめに.....	3
〔1〕 未来世代のためのウェルビーイング法とは（概説）	4
〔2〕 ウェールズ未来世代法制定までの経緯.....	5
〔3〕 4つの領域：社会、環境、経済、文化.....	6
〔4〕 国民の総意で決めた、国の「7つのウェルビーイング目標」	7
〔5〕 持続可能な開発を実現するための「5つのやり方」と実践例.....	8
〔6〕 目標に紐づく「ウェルビーイング国家指標」	9
〔7〕 未来世代コミッショナーの役割	10
〔8〕 未来世代法がウェールズにもたらした変化の例.....	11
〔9〕 未来世代法の理念や手法を導入することで得られる効果.....	12
日本での広がり記録.....	14
参考資料.....	15

ウェールズについて

英国（イギリス）＝グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国を構成する、4つの「構成国」のうちの一つ。かつて石炭で英国の産業革命を支えたが、英国の他の場所に比べて所得が低い傾向がある。農業の中心は伝統的に牧畜で、人口300万人に対し、羊は1000万頭いると言われる。公用語が英語とウェールズ語の2つで、公共標識は併記されている。ウェールズ語は、古代ケルトの流れをくみ、英語とは異なる独自の発音と文法を持つ。



人口：320万人

（2024年現在。近年ゆるやかに増加傾向）

- ・日本の道府県1つ分くらい
- ・日本の大都市＝大阪市くらい

面積：約2万km²

- ・四国とほぼ同じくらい

出典：ジェーン・デイヴィッドソンのプレゼン資料

はじめに

NPO法人未来世代のための市民委員会 代表理事の河合 史恵です。

本小冊子では、英国ウェールズで2015年に制定された「未来世代のためのウェルビーイング法（未来世代法）」について解説しています。

私はこの法律の存在を、2022年に初めて知りました。

そして、この法律が示している理念と制度の仕組みは、日本社会にとっても大きな示唆を持つのではないかと感じました。以来、この考え方を日本でも共有し、自治体や行政の施策が、地球の持続可能性と、現世代と未来世代の人権とウェルビーイングが保障された仕組みになっていくことを目指して、活動を続けています。

なぜ私がこの法律にこれほど強く惹かれたのか。

それは、「何よりも生命と尊厳を大切にする」という理念を、法律というかたちで明確に示したものだと感じたからです。

この法律は、現世代と、これから生まれてくる未来世代が、ともに安全に、そして幸福に生きていくための社会の基盤を整えようとするものです。

本来であれば最も大切であるにもかかわらず、短期的な課題の前に後回しにされがちな問題に対しても、逃げることなく、切り離すことなく、国の責務として取り組もうとする姿勢に、私は今も深い感動を覚えています。

よく「人が気づき、意識が変われば、行動や選択も変わる」と言われます。

しかし私は、「気づいた人だけでは足りない」と感じています。

本当に支援を必要としている人ほど、気づく余裕さえないほど困難な状況に置かれていることが少なくないからです。

だからこそ、「気づく・気づかないに関わらず、社会の仕組みが変われば、人の意識や行動も自然と変わっていく」と私は考えています。

未来世代法が示す考え方は、特別な理念ではなく、本来社会が目指すべきごく当たり前の方向を示すものではないでしょうか。

本冊子が、自治体や行政の現場で、未来を見据えた政策を考える際の手がかりの一つとなり、それぞれの地域の中で具体的な取り組みへとつながっていくことを、心より願っています。

特定非営利活動法人 未来世代のための市民委員会
代表理事 河合史恵

[1] 未来世代のためのウェルビーイング法とは（概説）

◆未来世代法は、2015年に英国ウェールズで制定、2016年に施行された法律。（→詳細は[2]）

原題：Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015

和訳：未来世代のためのウェルビーイング法 通称：未来世代法

◆国や公共機関に対して、環境・経済・社会・文化的なウェルビーイングを実現するために「持続可能な開発の原則」に合致するような形で行動することと報告を義務付けている。（→詳細は[3]）

◆国や公共機関は、国民の総意で決めた「7つのウェルビーイング目標」（→詳細は[4]）のすべてがバランスよく実現されるために、持続可能な開発の原則に沿った「5つのやり方」（→詳細は[5]）に留意する形で事業を計画し遂行する必要がある。

◆「未来世代コミッショナー」（→詳細は[7]）という役職を設置。未来世代の代弁者として、公的機関に助言・支援をする。国連の「未来のための協定」にも深く関与している。

◆監査役や、司法との連携により中立性と独立性を担保している。

◆未来世代法が期待するような好ましい方向に社会全体が変化しているかを、定量的な「ウェルビーイング国家指標（2026年4月現在50項目）」によってモニタリングし、結果をウェールズ政府ウェブサイトにて世界に公表している。（→詳細は[6]）

未来世代のためのウェルビーイング法の構造

国の7つのウェルビーイング目標 (持続可能な開発)	豊かなウェールズ	社会的耐性のあるウェールズ	より健康なウェールズ	より平等なウェールズ	コミュニティが機能しているウェールズ	活気ある文化と活発なウェールズ語を持つウェールズ	グローバルな責任を果たすウェールズ
国の現状を理解する	国家指標 	進捗指標（マイルストーン） 		未来動向レポート 			
実現する (ウェルビーイング義務)	それぞれの義務 公的機関		共同の義務 公的サービス会議		コミュニティのカウンシル 〔自治体区評議会〕		
5つのやり方 (持続可能な開発原則)	協働 	〔諸活動の〕統合 	〔利害関係者の〕関与 	長期的視座 	予防 		
変化を可能にする (説明責任)	ウェールズ未来世代コミッショナー		ウェールズ監査役		ウェールズ議会		

出典：「The Essentials」を元に作成

〔2〕 ウェールズ未来世代法制定までの経緯

18C後半	ウェールズ南部 石炭・鉄鋼産業の一大拠点に。
19C	世界最大級の石炭輸出地域に。
19C後半～20C初頭	急速な産業化の裏で過酷な労働環境、公害、貧困、ウェールズ語の抑圧。
1920年代	第一次大戦後、石炭需要減少、ウェールズ経済急速に衰退。
1930年	大恐慌。南ウェールズ炭鉱地帯も壊滅的打撃。
1962年	アヴァーファン ボタ山崩落事故（英国史上最悪の産業事故）。
1980年代	マーガレット・サッチャー政権下、炭鉱が次々閉鎖。
1984年～1985年	炭鉱スト相次ぐ：大量失業、地域崩壊、若者流出、貧困の固定化。
1997年9月	住民投票で、ウェールズへ一定の権力の移行（権限移譲）が開始。
1998年	ウェールズ政府法制定。持続可能な開発を推進する義務を定める。
1999年	ウェールズ議会設置。
1999年～2003年	第一次持続可能な開発計画「Learning to Live Differently」。
2004年～2007年	第二次持続可能な開発計画「Starting to Live Differently」。
2008年6月	世界で初めてフェアトレード国家と認定される。
2009年～2010年	第三次持続可能な開発計画「One Wales, One Planet」。
2011年3月	2回目の住民投票で、ウェールズ政府が独自の立法権限を持つ。
2014～2016年	全ウェールズ的対話「The Wales We Want」を経て「7つのウェルビーイング目標」選定。
2015年	Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015（未来世代法）制定。
2016年	Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015（未来世代法）施行。

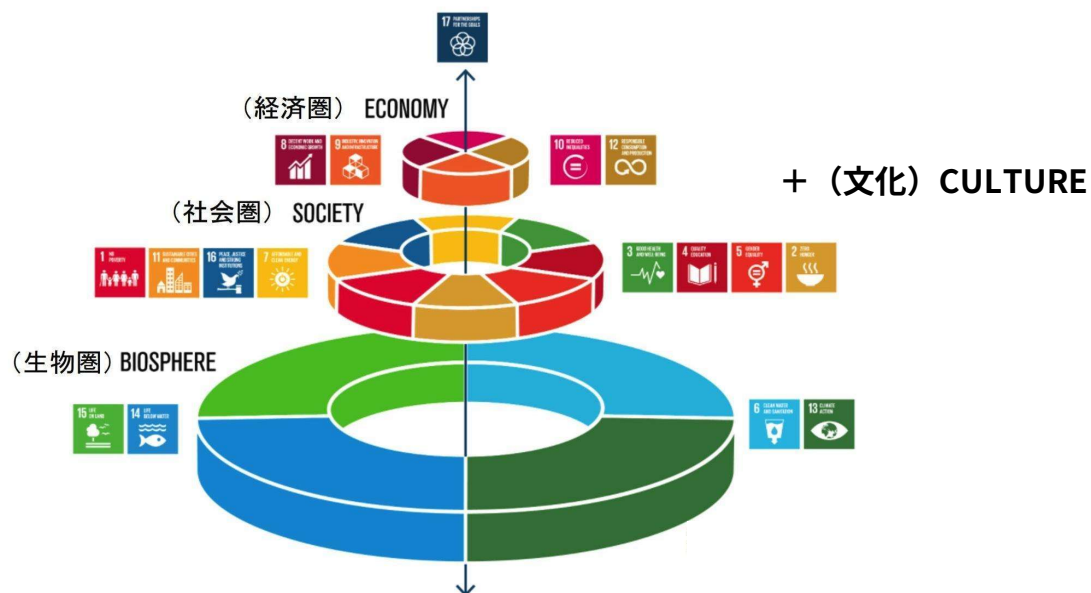
[3] 4つの領域：社会、環境、経済、文化

未来世代法は、持続可能な開発目標＝SDGs（Sustainable Development Goals）を、単なる達成目標としてではなくて、国内法として制定し達成を義務化した、世界ではじめての法律である。

SDGsの3領域（社会、環境、経済）に「文化」を加えていることが特徴。

文化を加えることで、1) 地域に合う形で使うことができ、自分事として感じられる人が多くなること、2) 未来世代法がウェールズ以外の国で使われる時、その国の状況や文化に合う形で考えることで、その国に根差したものにすることができる、などの効果がある。

SDGsウェディングケーキモデル

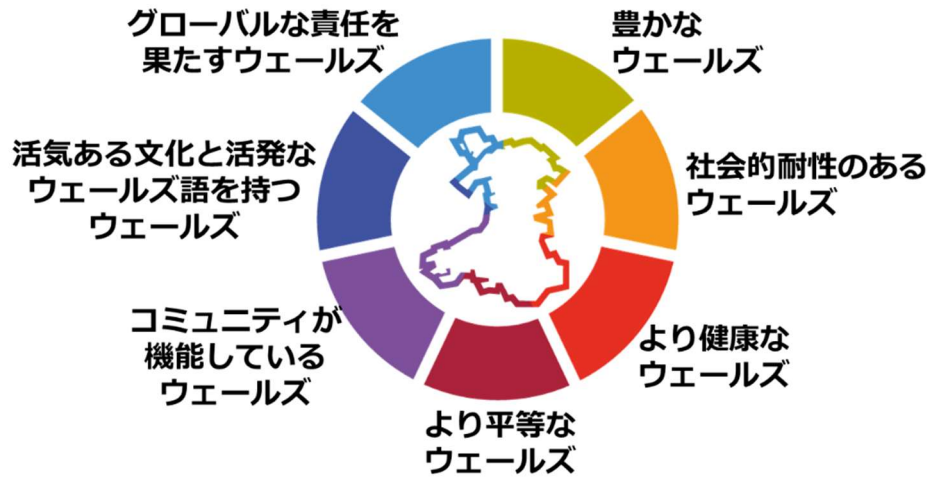


出典：ストックホルム・レジリエンス・センターを元に作成

持続可能な開発とは？

ウェールズ未来世代法は、1987年に「環境と開発に関する世界委員会（通称：ブルントラント委員会）」が公表した報告書「Our Common Future」で中心的に取り上げられた概念である「**持続可能な開発＝将来世代のニーズを損なうことなく、現世代のニーズを満たすこと**」、すなわち「将来世代の選択肢を奪わないこと」を義務付けている。

〔4〕 国民の総意で決めた、国の「7つのウェルビーイング目標」



出典:「The Essentials」より作成

1.豊かなウェールズ	●公正な仕事（ディーセント・ワーク）。●公正かつ地域密着型の調達。●地域経済。 ●地域エネルギーと低炭素社会。●未来に向けたスキル（グリーンスキル）。 ●地球環境の限界を認識し、資源を効率的かつ均衡的に利用する革新的で生産性の高い低炭素社会（GDPを豊かさの指標とはしていない）。●人々と地球を最優先する経済へと移行させる。
2.社会的耐性のあるウェールズ	●生物多様性に富む自然環境を維持・強化し、健全に機能する生態系を持つ国。それらが社会・経済・環境のレジリエンスを支え、変化（例えば気候変動）に対応する能力を持つ状態。
3.より健康なウェールズ	●単に医療の充実だけでなく、人々の身体的・精神的ウェルビーイングが最大化され、将来の健康に役立つ選択や行動が理解され実践される社会。 ●予防中心で、健康寿命が延伸され、健康格差を縮小させる。
4.より平等なウェールズ	人々がどのような背景や状況であっても、自らの可能性を実現できる社会。 ●公正な労働。●教育機会、意思決定の平等。●健康格差の是正。
5.コミュニティが機能しているウェールズ	●地域に、人が暮らしたいと思える魅力があり、経済的・社会的に持続可能で、安心して暮らすことができる。●そこで人が主体的に活動できて、孤立しないつながりがあり、誰もが基本的サービスにアクセスできる。生活基盤が地域にある。●他地域と公共交通でつながり、デジタル環境も整備されている。
6.活気ある文化と活発なウェールズ語を持つウェールズ	●バイリンガル国家。●日常の労働や余暇生活で文化と関わる人々を支援。●文化と言語を通じて広範な社会課題に取り組む。●文化とウェールズ語を経済的・環境的変革の原動力に。●人々を自国文化・他国文化に巻き込む。
7.グローバルな責任を果たすウェールズ	●公正・倫理的・持続可能なサプライチェーン。●持続可能な行動を支援。●ウェールズがすべての人にとって歓迎され、安全で公正な場所となる移民政策推進。●地球資源の効率的な利用。●将来世代が繁栄できるよう、持続可能な財務上の意志決定をする。

〔5〕持続可能な開発を実現するための「5つのやり方」と実践例

項目	内容
1.長期的 視座 Long-term	短期的ニーズと、長期的ニーズを両方バランスよく満たすこと。特に、短期的ニーズを満たすために行われたことが、長期的に有害な影響を及ぼす可能性がある場合、影響が最小限になるよう十分に考慮する。（例えば、未来世代の利益の保護、世代間公正の確保） 実践例 ●交通網整備において、工事を任期内に終わらせることよりも、向こう30年間の気候影響を考慮した最適解を採用することが優先される。●学校建設で、60年間のCO2排出と健康影響を評価。
2.市民の 関与・参加 Involvement	ウェルビーイング目標を達成する上で利害関係のある人、関心を持つ人を関与させ、人口の多様性の縮図が反映されるようにすること。 実践例 ●ユース（若者）議会、市民陪審、16～26歳の若者たちと協働し、未来世代法に関するリソース（動画、歌、ポッドキャスト、ダンス等）を共に制作。●参加方法の多様化：ラウンドテーブル、アンケート、書面提出、対話イベント、協働制作など。
3.予防原則 Prevention	問題が発生すること、または悪化することを未然に防ぐことにリソースを投入することが、公的機関のウェルビーイング活動目的の達成に資する。社会課題の根本原因に介入し、事後対応型から事前介入型へ。将来の財政負担・環境負荷を低減する仕組みづくり。 実践例 ●保健分野では「社会的孤立が、健康悪化にも影響すること」を考慮し、早期に介入する。●住宅政策では、燃料貧困対策を健康・気候と統合。
4.横断的 協働 Collaboration	他者や機関内部の異なる部門と協働して行動する。行政だけでなく、NPO・企業・地域・研究者などとの協働。政府内の縦割りを超えた合同チーム運営。「誰かの仕事」ではなく「共有課題」として扱う。地域合意形成・共創型プロジェクトの推進。 実践例 ●地域の経済・社会・環境・文化のウェルビーイングを高めるために、自治体、地域保健委員会、消防、警察、大学、NPOなどが協働して「公的サービス会議（Public Services Board）」という会議体を各地で形成。地域のウェルビーイング調査、未来予測、共同政策、共同予算などを作成。スウォンジーのモリストン病院では、英国初の病院所有のソーラーファームが整備、年間約100万ポンドの電力料金を削減するとともに、主に精神疾患患者向けに、屋外でのプログラムを実施することで、回復に貢献している。
5.統合的 視座 Integration	各ウェルビーイング目標同士、または他機関の目標との相互影響を考慮することの大切さ。「環境に良いが経済に悪い」のようなトレードオフの明確化。例えば交通政策が気候変動・健康・経済と連動していることを前提に設計。1つの施策が複数のウェルビーイング目標に寄与するよう事業を設計する。 実践例 ●2040年の排出ゼロ目標と、交通・都市計画・福祉が統合されて設計。 ●年度予算審議に「ウェルビーイング目標への整合チェック」を必須化。

〔6〕目標に紐づく「ウェルビーイング国家指標」

1. 出生時体重2,500g未満の単胎出生児の割合。
2. 出生時の健康寿命（最も恵まれない地域と最も恵まれた地域の比較）。
3. 健康的な生活習慣を2つ以上持っている成人の割合。
4. 大気中の二酸化窒素（NO₂）汚染レベル。
5. 健康的な生活習慣を2つ以上持っている子どもの割合。
6. 幼児の発達測定。
7. 無料学校給食の対象者と非対象者の格差を含む、生徒の9点満点平均値。
8. 国家資格枠組みのさまざまなレベルの資格を有する成人の割合。
9. 労働時間当たりの粗付加価値額（GVA）（英国平均との比較）。
10. 一人当たり可処分世帯総所得。
11. イノベーションに積極的な企業の割合。
12. 再生可能エネルギー設備導入容量（MW）推移。
13. 土壌中の炭素および有機物の濃度。
14. ウェールズのグローバル・フットプリント。
15. リサイクルされない廃棄物の発生量（1人当たり）。
16. 正社員（または派遣社員で正社員を希望していない）かつ実質的な生活賃金以上の賃金を得ている雇用の割合。
17. 性別、障がい、民族による賃金格差。
18. 英国の中央値と比較して所得が貧困である世帯に住む人の割合：子ども、労働年齢、年金受給年齢について測定した結果。
19. 物質的に恵まれない世帯の割合。
20. 団体交渉で給与を決定している従業員の割合。
21. 就業者数の割合。
22. 教育、雇用、訓練を受けている人の割合（年齢層別に測定）。
23. 自分の地域に影響を与える意思決定に影響を与えることができている人の割合。
24. 必要な施設やサービスにアクセスする能力に満足している人の割合。
25. 自宅、地域内、旅行先で安全だと感じている人の割合。
26. 住む場所として地元で満足している人の割合。
27. 自分がその地域の一員であること、異なる背景を持つ人々が仲良くやっていること、人々が互いに敬意をもって接していることに同意している人の割合。
28. ボランティア活動をする人の割合。
29. 人々の精神的幸福度の平均点。
30. 孤独を感じている人の割合。
31. 危険のない住居の割合。
32. 河川や海からの洪水のリスクが中程度または高い物件（住宅および事業所）の数。
33. 十分なエネルギー性能を有する住宅の割合。
34. 10,000世帯あたりホームレス防止に成功した世帯数。
35. 芸術、文化、遺産に関する活動に年3回以上参加または出席している人の割合。
36. ウェールズ語を毎日話し、数語以上のウェールズ語を話すことができる人の割合。
37. ウェールズ語を話すことができる人の数。
38. 週に3回以上スポーツ活動に参加する人の割合。
39. 英国の認定基準を満たすアーカイブ/ヘリテージコレクションを保有する博物館・公文書館がある割合。
40. 指定された歴史的環境資産のうち、状態が安定している、または改善されている資産の割合。
41. ウェールズ国内での温室効果ガス排出量。
42. ウェールズにおける世界の商品およびサービスの消費に起因する温室効果ガスの排出量。
43. ウェールズにおける健全な生態系の面積。
44. ウェールズにおける生物学的多様性の状況。
45. 総合的に良好または高い状態を達成している地表水域および地下水域の割合。
46. ウェールズにおける積極的な地球市民活動。
47. 司法制度に信頼を寄せている人の割合。
48. 徒歩、自転車、公共交通機関を利用した移動の割合。
49. 収入の30%以上を住宅費に費やしている世帯の割合。
50. デジタル・インクルージョンの状況。（属性や障がいの有無などに関わらず全ての人々がインターネットやデジタル技術を安全に自由に使用できているかどうか）

（2026年4月現在50項目の指標を設定。だんだん増えている）

〔7〕未来世代コミッショナーの役割

ウェールズ未来世代法では、「未来世代コミッショナー」という役職が置かれている。

任期は7年で、公募されたのち審査され、ウェールズ首相により任命される。

初代未来世代コミッショナーは、Sophie Howe氏、現在は2代目のDerek Walker氏が務めている。

任務は、

- 1) 持続可能な開発の原則を推進すること。
 - 2) 未来世代が自分たちのニーズを満たすことができるよう、その代弁者として存在し行動すること。
 - 3) 独立した立場で、ウェルビーイング目標がどの程度達成されているかを、監視・評価すること。
 - 4) 未来世代法が各公共機関で推進されるよう助言や支援を行うこと（気候変動に関する助言や支援を含む）。
 - 5) 持続可能な開発の原則について、ウェールズ監査総監に対して助言を行うこと。
 - 6) 未来世代法がどのように効果を上げているかについてのレポートを毎年公表すること
- …などがある。

ウェールズには、未来世代コミッショナー以外にも、「こどもコミッショナー」「障がい者コミッショナー」「高齢者コミッショナー」などの役割がある。



写真提供：Derek Walker氏

国連「未来のための協定」への関与

2024年9月にニューヨークの国連本部で「未来サミット」が開催され、「未来のための協定」が採択された。協定には「未来世代に関する宣言」が含まれ、未来世代の利益を考慮すべきとするもので、「未来世代のためのウェルビーイング法」が先駆的なモデルとなり、ウェールズ未来世代コミッショナーのDerek Walker氏が未来サミットでは大きな役割を果たしている。

未来のための協定は、2030年をゴールとした持続可能な開発目標（SDGs）を加速させ、2030年以降の国際協力の方向を準備する枠組みとして採択されたもので、持続可能な開発と開発資金、国際平和と安全保障、科学技術とイノベーションとデジタル協力、若者と未来世代、そしてグローバルガバナンスの変革の分野で56の約束を取り決めている。

出典：「Pre-appointment hearing Future Generations Commissioner for Wales
(<https://senedd.wales/media/wpypis5p/cr-ld15499-e.pdf>)
「Well-being of Future Generations Act Wales2015」 (PART 3)
(<https://www.legislation.gov.uk/anaw/2015/2>)

[8] 未来世代法がウェールズにもたらした変化の例

• 交通政策の改革

初代未来世代コミッショナーのSophie Howe氏が、以前に計画が決まっていた「M4リリーフロード」という20億ポンド（約4,100億円）規模の高速道路計画を白紙撤回したことが世界的な話題に。道路拡張は20世紀型の解決策で、CO₂排出を増加させ、気候変動対策と国民の健康を守り、生物多様性を保全することに矛盾すると警告し、首相が高速道路建設を撤回するに至った。

その後ウェールズでは、交通政策を根本から作り替えている。モーダルシフト：人々の移動手段を「歩行→サイクリング→公共交通→電動車両→その他自動車」の優先順で改善する交通階層を提示。住宅地のデフォルト制限速度20 mile/h（時速約32km）を導入するも、市民からの反対の大きさも受けて、現在も議論の途上。

• 循環型社会への移行・リサイクル率が世界第二位に

ウェールズの地方自治体が回収する「地方自治体ごみ」のリサイクル率は、2000年前後は約5 %だったのが、2024年度には約66.6 %、2025年度には約68.4 %にまで向上した。

埋立処分率は0.7 %まで低下し、ほとんどの廃棄物がリサイクル・再利用・堆肥化されている。

食品ゴミの完全堆肥化、修理の相談に乗るリペアカフェ、「モノの図書館」で工具などの物を貸出すなど、循環型社会へのさまざまな取り組みが進んでいる。

• 幼児期の教育改革

基礎段階：3歳から7歳までのすべての児童を対象に、学習への早期介入アプローチを構築。体験学習、つまり「実践を通して学ぶ」という原則に基づいており、評価重視の能力開発アプローチとは根本的に異なる。

ウェールズでは、0歳から7歳のすべての子どもが、①安全であり、安全を感じている、②大切にされ、支えられ、尊重されている、③困難から立ち直る力を持ち、自分の力を発揮でき、課題に対処できる、④健康である、⑤学び、成長する、⑥貧困の中で生活せず、貧困によって不利な立場に置かれない権利があるとされている。

• 未来世代法が生んだ、公務員の意識変革

ウェールズ未来世代法は、行政の意思決定の基準を「短期成果」から「長期の公共善」へと転換させた。公務員は7つのウェルビーイング目標と「長期・予防・統合・協働・市民参加」という「5つのやり方」を根拠に、未来世代の利益を考えて政策を提案できるようになった。法律が後ろ盾となったことで、目先の政治判断に流されず、長期的な公共利益を自信をもって主張する文化が行政内部に生まれた。

[9] 未来世代法の理念や手法を導入することで得られる効果

1. 長期的効果を持つ政策によってコスト削減を図ることができる

未来世代法は、政策の長期的な影響の評価を義務付ける仕組みである。

これにより、目先の対処で問題が再発したり、数年で破綻する政策の繰り返しを防ぐことができる。

行政機関においては、5つのやり方を政策決定時に取り入れることで、長期的効果のある政策を作ることができる。その結果、施策の「失敗コスト」が減り、将来の財政負担（インフラ老朽化・気候災害など）の軽減につながる。

2. 予防的アプローチでコストを抑制し、財政の持続性向上が高まる

未来世代法は「予防」を行政の基本原則とする。

- 子どもの貧困
- 孤立
- 気候災害
- インフラ破損
- 健康悪化

これらは事後対応のほうが圧倒的に高コストとなる。

行政機関においては、予防的アプローチをとることで以下のような効果が見込まれる。

- 将来の税・社会保障負担を軽減。
- 事後対応コスト（災害復旧、社会保障費など）の削減。
- 限られた財源でも効果的な施策を維持しやすい。

財政的に厳しくなればなるほど、先の予防投資の価値が高まるため、現実的な行政改革の手段となる。

3. 部局間の連携が促進され、縦割りを解消しやすくなる

未来世代法は、施策間の連関と統合的視座を行政に義務付ける。

行政機関においては、以下のような効果が見込まれる。

- 部局横断で、政策を共同設計する機会が増える。
- 「環境と経済」「都市計画と健康/環境」「教育と福祉」など、複雑で複合的な課題において協働が進む。
- 説明責任が分散し、担当部署が孤立しない。

結果として、自治体内部の意思決定がスムーズになり、政策の実行力が上がる。

4. 市民との信頼関係強化による協働の進展

未来世代法は、市民参加の仕組みを行政に組み込むことを求める。

「一方的に決める行政」ではなく、「市民と共につくる行政」であることが、市民によりわかりやすい形で伝わる。

行政機関においては、以下のような効果が見込まれる。

- 施策への理解が深まり、反対運動が減る。
- 市民参加によるアイデア・知見を政策改善に活かすことができる。
- 市民の不満を事前に把握することで、修正が容易になる。
- 合意形成がしやすくなる。

市民一人一人が「自分の声が十分に聞かれ、大切に扱われている」と感じることができる方法で自治体運営を行う。すべての要望を取り入れるのは無理だが、納得を得ながら進めることは可能である。不満が解消されることで、ウェルビーイングの向上にも大きく貢献する。結果、社会的コスト（紛争・訴訟・抗議など）の削減にもつながる。

5. 説明責任の明確化による、議会・監査対応の負担軽減

未来世代法では、行政は政策が将来に与える効果を、根拠をもって説明する。

行政機関においては、以下のような効果が見込まれる。

- 議会審議での説明がしやすく、透明性が向上する。
- エビデンスに基づく政策決定が進む。
- 監査・評価の基準が明確になる。

これにより、行政の意思決定がより正当性を持ち、外部からの信頼も高まる。

6. 自治体の社会的耐性（レジリエンス、復元力）と持続可能性が向上

統合的で長期的な行政は、危機に強くなる。

行政機関においては、以下のような効果が見込まれる。

- 災害時の対応・復旧が早くなる。
- 地域の人口減少や高齢化の影響への備えが進む。
- インフラ・環境・健康など多領域で相乗効果が生まれる。

未来世代法的な行政運営は、地域の“しなやかな強さ”をつくる仕組みでもある。

日本での広がり記録

年	月日	内容
2022		ウェールズ未来世代法を日本に導入する活動を全国各地の約10名で開始。
2023	1/17	現NPOの前身（特定非営利活動法人グラス・ルーツ）設立。
		気候アクティビストの今井絵里菜氏、ウェールズ政府が世界の若者によびかけた「Future Generations Global Ambassadors」の一人として、各国の国会に提出するOpen Letter、請願書、提言書を他のアンバサダーとともに作成。
		NPOと、ウェールズ未来世代コミッショナー事務所、駐日英国大使館との交流が始まる。
2024	2/15	東京都杉並区議会：ブランシャー明日香議員（緑の党グリーンズ・ジャパン）が一般質問の中で未来世代法を紹介。
	3月	ウェールズ未来世代法を提案した元大臣Jane Davidson氏がFuture Design workshopにオンラインで登壇し、ウェールズの未来世代法を紹介。
	3月	総合地球環境学研究所より京都気候変動適応センターの運営に携わっていた一原雅子氏が当時の上長と共にウェールズ未来世代コミッショナー事務所を訪問し、Jane Davidson氏や現地職員とともにFuture Design ワークショップを実施。相互に学び合いを続けていくことを確認。
	6/13	埼玉県日高市議会：成田奈緒子議員が、一般質問の中で未来世代法を紹介。
	6/27	北海道ニセコ町議会：斉藤うめ子議員（緑の党グリーンズ・ジャパン）が一般質問の中で未来世代法を紹介。
	12月	東京ビッグサイトで開催されたSDGs EXPOにおいて、ウェールズ政府が日本で初めて未来世代法について公式プレゼンテーションを実施。未来世代のための市民委員会から、代表理事・河合史恵、理事・明日香壽川（東北大学特任・名誉教授）、今井絵里菜氏が登壇。
2025	8月	書籍『未来のために今日行動する——ウェールズ発「未来世代のためのウェルビーイング法」ができるまで』（Jane Davidson著、明石書店）を刊行。
	9月	FUTURE DESIGN 2025の基調講演でJane Davidson氏が未来世代法を紹介。
	9～10月	ウェールズ未来世代コミッショナー・Derek Walker氏とJane Davidson氏が来日、各地で講演（大阪関西万博、英国大使館、京都大学、大阪大学、早稲田大学、上智大学、紀伊國屋書店新宿本店、長野県C・W・ニコル アファンの森など）。NPOから今井絵里菜氏、NPO代表理事・河合史恵、理事・明日香壽川が登壇。
	10月	一原雅子氏（京都大学）が一般社団法人大学女性協会全国セミナー「ウェルビーイングと環境」で基調講演を行い、ウェールズ未来世代法を紹介。
	12/2	千葉県市川市議会：石原義規議員（会派・新しい流れ）が代表質問の中で未来世代法を紹介。 →2026年4月「市川市総合計画2050」に未来世代についての文言が記載される。 ・計画は「次世代のためのもの」 ・まちづくりには「次世代の権利を損なわないよう配慮」する ・「次世代に引き継げる」まちをつくる
2026	3/17	栃木県小山市主催：田園環境都市おやまビジョンのまちづくりセミナーにて、講演・ワークショップに、代表理事・河合史恵が登壇。

参考資料

メディア掲載

日付	掲載誌	内容
2026/5/5	栃木県小山市 「おやまアサッテ広場」	「ビジョン実現の道筋を、ウェールズの「未来世代のためのウェルビーイング法」に学ぶ：田園環境都市おやまビジョンのまちづくりセミナー（3/17）報告
2026/3/15. 4/1	「循環」京都循環経済研究所 ニュースレター	・「未来世代法」は公共機関のあらゆる意思決定に「未来世代の幸福」を組み込む法律です ・ジェーン・デイヴィッドソン著『未来のために今日行動する』を読む
2026/1/13	日本経済新聞	オピニオン「高市さん未来省はいかが」 他
2025年12月	JEPAダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議 ニュースレター	「未来世代法」——ウェールズ発、未来への責任を問う法律
2025/11/25	i女のしんぶん	絶望の時代における希望の灯台「未来世代法」を日本にも
2025/11/1	朝日新聞	若者のため高速道路計画、体罰にストップ 英ウェールズの未来世代法（Jane Davidsonインタビュー記事）
2025/10/30	朝日新聞	"政策は未来のために"法で規定 英・ウェールズで施行10年（Jane Davidsonインタビュー記事）
2025/10/9	京都新聞	京都大学でのJane Davidson講演（9/27）報告
2025/10/1	朝日新聞書評サイト 「じんぶん堂」	絶望の時代における希望の灯台——「未来世代のためのウェルビーイング法」が変える私たちの未来
2025年9月	京都府地球温暖化防止活動推進センターWEB うおーみんぐ2025秋号	「すべての命が優先される世界」未来世代法で未来のために今日行動する仕組みをつくる（代表理事・河合史恵）
2024年12月号	生活クラブ事業連合機関紙「生活と自治」	持続可能な社会をめざして「未来世代のためのWell-being法」の可能性
2023/9/10	京都民報	ウェールズの「未来世代法」に学ぶ（明日香壽川）

書籍・ウェブサイト

書籍・ウェブサイト名	著者・URL
『未来のために今日行動する——ウェールズ発「未来世代のためのウェルビーイング法」ができるまで』	ジェーン・デイヴィッドソン（著）、中村民雄、明日香壽川（監修）、加藤紗代（翻訳）、明石書店（出版）
『グリーン・ニューディール——世界を動かすガバニング・アジェンダ』	明日香壽川（著）、岩波新書（2021年）
「資料：ウェールズの将来世代コミッショナー——概要と活動成果」	中村民雄、『比較法学』53巻3号（2020年）113～127頁
『エネルギー正義——公正な脱炭素へ』	宇佐美誠（編）、明石書店（出版）
NPO未来世代のための市民委員会（未来世代のためのウェルビーイング法日本版プロジェクト）	https://futuregenerations.jp/
NPO未来世代のための市民委員会Youtubeチャンネル	https://www.youtube.com/@futuregenerations_jp
ウェールズ未来世代コミッショナー事務所（英語）	https://futuregenerations.wales/
法律原文「Well-being of Future Generations (Wales) Act 2015」（英語）	https://www.legislation.gov.uk/anaw/2015/2/contents

「行動なきビジョンは単なる白昼夢に過ぎず、
ビジョンなき行動はただの暇つぶしだ。
しかし、行動とビジョンを組み合わせれば、
世界を変えられる。」

ネルソン・マンデラ
(南アフリカ共和国第8代大統領、ノーベル平和賞受賞者)

「世界中の政府が直面する前例のない課題があり、
公務員は革新的な解決策を見出し、
変革を支える上で、重要な役割を果たします。」

シャーン・モーガン
(ウェールズ政府元事務次官)

この冊子は、当NPO法人の講座やセミナーに参加された方に、資料としてお配りするものです。
他の媒体への引用や転載の場合は、本冊子に記載している引用元や、本冊子名を出典として記載してください。

2026年6月 第4版

監修 | 明日香 壽川 (東北大学 特任 (客員) 教授・名誉教授)
企画制作・発行 | 特定非営利活動法人 未来世代のための市民委員会
編集協力 | 有限責任事業組合 風景社